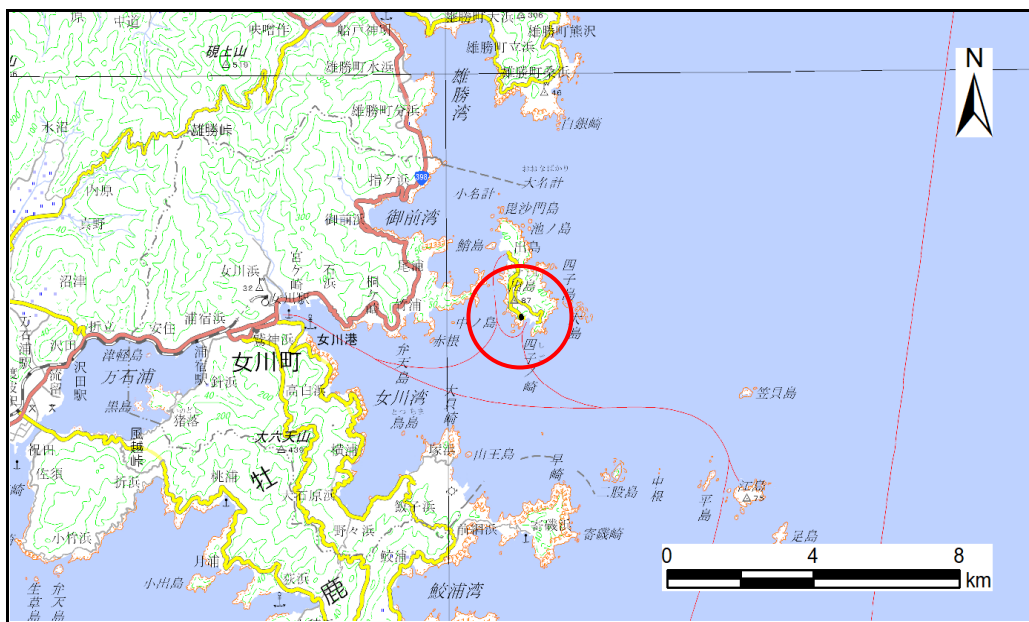


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第231号
告示年月日	令和3年3月26日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-0987
箇所名	出島の5
所在地	牡鹿郡女川町出島字別当浜
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第888号)」

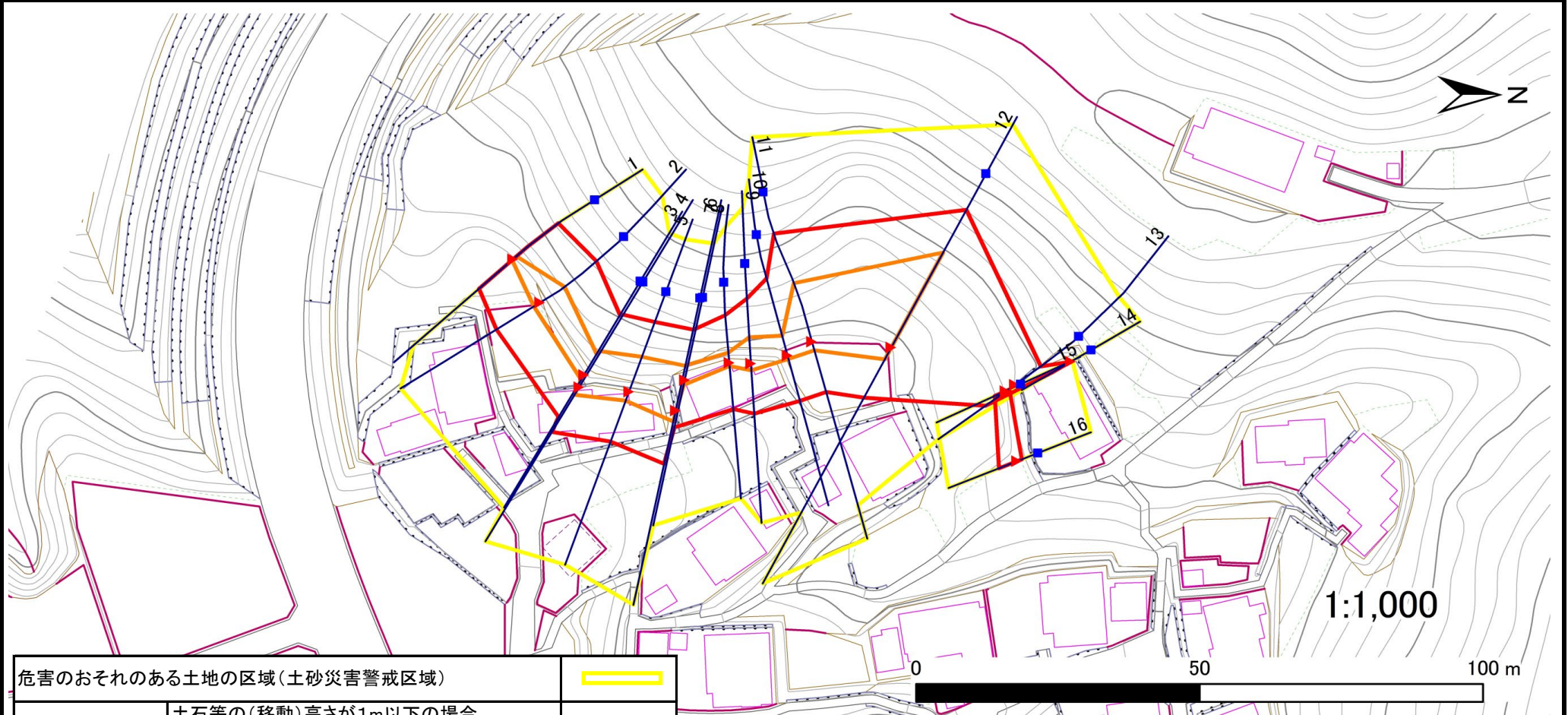
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第231号
告示年月日	令和3年3月26日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成30年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0987	箇所名	出島の5	所在地	牡鹿郡女川町出島字別当浜
---------	------	----------	-----	------	-----	--------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを越える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第231号
告示年月日	令和3年3月26日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置		箇所番号		I-自-0987		箇所名		出島の5		所在地		牡鹿郡女川町出島字別当浜				
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域									
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	118.8	1.0	100.0	1.0	-	-	11.1	2.2	~							
2 ~ 3	118.8	1.0	100.0	1.0	-	-	11.1	2.2	~							
3 ~ 4	123.8	1.0	100.0	1.0	-	-	11.6	2.3	~							
4 ~ 5	126.0	1.0	100.0	1.0	-	-	12.5	2.5	~							
5 ~ 6	130.4	1.0	100.0	1.0	-	-	12.5	2.5	~							
6 ~ 7	130.4	1.0	100.0	1.0	-	-	12.5	2.5	~							
7 ~ 8	112.9	1.0	100.0	1.0	-	-	11.8	2.4	~							
8 ~ 9	118.3	1.0	100.0	1.0	-	-	11.6	2.3	~							
9 ~ 10	118.3	1.0	100.0	1.0	-	-	11.3	2.3	~							
10 ~ 11	124.2	1.0	100.0	1.0	-	-	11.0	2.2	~							
11 ~ 12	137.7	1.0	100.0	1.0	-	-	13.0	2.6	~							
12 ~ 13	-	-	100.0	1.0	-	-	13.0	2.6	~							
13 ~ 14	-	-	80.0	1.0	-	-	10.5	2.1	~							
~									~							
15 ~ 16	-	-	43.3	1.0	-	-	13.6	2.7	~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							